

# 無形文化遺産の保護に関する第14回政府間委員会の概要と課題

二 神 葉 子

## 1. はじめに

UNESCOの無形文化遺産の保護に関する条約（略称：無形文化遺産保護条約）の締約国は、現在178カ国<sup>1)</sup>を数える。日本では、とりわけ2013年の「和食：日本人の伝統的な食文化」の人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（以下、代表一覧表）への記載以降、「UNESCOの無形文化遺産」への関心が高まっているが、この締約国数は、世界の多くの国々でも関心の的となっていることの表れといえる。一方で、無形文化遺産への世界的な注目度の高さにより引き起こされたさまざまな課題も表面化している。

ところで、代表一覧表への記載をはじめとした、無形文化遺産保護条約の履行状況に関する審議が行われるのが「無形文化遺産の保護に関する政府間委員会（以下、政府間委員会）」で、これまでに14回が開催されている。ここでは、2019年12月に開催された第14回政府間委員会について、その概要と、政府間委員会での議論から見出された、政府間委員会及び無形文化遺産保護条約の履行における課題について述べる。

## 2. 無形文化遺産保護条約第14回政府間委員会

無形文化遺産保護条約第14回政府間委員会は、2019年12月9日～14日、Agora Bogotá Centro de convenciones（ボゴタ、コロンビア）で開催された。議長はボゴタ市文化余暇スポーツ長官のMs. María Claudia López、委員国の中からUNESCOの選挙グループごとに1カ国ずつ<sup>2)</sup>が選出される副議長国はオーストリア、ポーランド、フィリピン、ザンビア、パレスチナであった。政府間委員会の全ての議事を記録・報告するラポラトゥールは、Mr. Bernard Jankee（ジャマイカ）が務めた。政府間委員会で議決権のある委員国は、締約国会議で全締約国の中から24カ国が選ばれる。委員国の任期は4年間で、隔年（西暦の下1桁が偶数の年）で開催される締約国会議で半数が改選される。下一桁が奇数の年である2019年には締約国会議が開催されず、したがって委員国の改選はなく、顔触れは前回の第13回と変わっていない。今回の政府間委員会の委員国は下記のとおりである（英語のアルファベット順）。

選挙グループⅠ（西欧及び北米地域）：オーストリア、キプロス、オランダ

選挙グループⅡ（中・東欧地域）：アルメニア、アゼルバイジャン、ポーランド

選挙グループⅢ（ラテンアメリカ・カリブ地域）：コロンビア、キューバ、グアテマラ、ジャマイカ

選挙グループⅣ（アジア太平洋地域）：中国、日本、カザフスタン、フィリピン、スリランカ

選挙グループⅤ(a)（アフリカ地域<sup>3)</sup>）：カメルーン、ジブチ、モーリシャス、セネガル、トーゴ、ザンビア

選挙グループⅤ(b)（アラブ地域）：クウェート、レバノン、パレスチナ

第14回政府間委員会の議題は表1に示す24件である。本稿では、このうちのいくつかに関してその議論の概要を紹介する。

表1 無形文化遺産保護条約第14回政府間委員会 議事一覧

議題番号	議題名称
1.	Opening（開会）
2.	Adoption of the agenda（議事の採択）
3.	Observers（オブザーバー）
4.	Adoption of the summary records of the thirteenth session of the Committee（第13回政府間委員会議事概要の採択）
-	Report of the Chairperson of the Committee on the Bureau activities（ビューローの活動についての議長報告）
-	Report of the Non-Governmental Organizations Forum（NGOフォーラムの報告）
5.	Report by the Secretariat on its activities（事務局による活動報告）
5.a.	Report by the Committee to the General Assembly on its activities（January 2018 to December 2019）（委員会による委員会の活動についての締約国総会への報告（2018年1月～2019年12月））
5.b.	Report by the Secretariat on its activities（January 2018 to June 2019）（事務局の活動報告（2018年1月～2019年6月））
6.	Intangible Cultural Heritage Fund: voluntary supplementary contributions and other issues（無形文化遺産基金への自発的な追加的貢献及びその他の課題）
7.	Draft plan for the use of the resources of the Intangible Cultural Heritage Fund in 2020-2021（2020年～2021年の無形文化遺産基金の使途及び財源の素案）
8.	Reform of the periodic reporting mechanism（定期報告の改革）
9.	Reports of States Parties（締約国の報告）
9.a.	Examination of the reports of States Parties on the current status of elements inscribed on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding（緊急保護一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告の審議）
9.b.	Reports of States Parties on the use of International Assistance from the Intangible Cultural Heritage Fund（無形文化遺産基金からの国際的援助の使用に関する報告）
10.	Report of the Evaluation Body on its work in 2019（評価機関の2019年における業務の報告）
10.a.	Examination of nominations for inscription on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding（緊急保護一覧表記載への提案の審議）
10.b.	Examination of nominations for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity（代表一覧表記載への提案の審議）
10.c.	Examination of requests for International Assistance（国際的援助の要請の審議）
10.d.	Examination of proposals to the Register of Good Safeguarding Practices（保護のグッド・プラクティスの登録への提案の審議）
11.	Modification of the name of an inscribed element（記載済案件の名称変更）
12.	Issues concerning the follow-up of inscribed elements on the Lists of the Convention（条約の一覧表に記載された案件のフォローアップに関する課題）
13.	Intangible cultural heritage in emergencies（緊急事態における無形文化遺産）
14.	Reflection on the listing mechanisms of the Convention（条約の一覧表作成メカニズムに関する考察）
15.	Reflection on the participation of NGOs in the implementation of the Convention（条約の履行におけるNGOの参加に関する考察）
16.	Report of the informal ad hoc open-ended working group（非公式アドホックオープンエンド作業部会の報告）
17.	Accreditation of new non-governmental organizations and review of accredited non-governmental organizations（非政府組織の認定及び認定NGOのレビュー）
18.	Establishment of the Evaluation Body for the 2020 cycle（2020年サイクルでの評価機関の設置）
19.	Follow-up on implementation of the relevant recommendations of the Open-Ended Working Group on the Governance, Procedures and Working Methods of the Governing Bodies of UNESCO（39 C/Resolution 87）（UNESCOの運営組織の運営、手続き及び業務方法に関するオープンエンド作業部会の関連の勧告の履行についてのフォローアップ（39 C/Resolution 87））

20.	Date and venue of the fifteenth session of the Committee (第15回委員会開催時期及び場所)
21.	Election of the members of the Bureau of the fifteenth session of the Committee (第15回委員会ビューローメンバー選出)
22.	Other business (その他)
23.	Adoption of the list of decisions (決議の採択)
24.	Closure (閉会)

## 2-1 評価機関の活動 (議題10)

緊急保護一覧表及び代表一覧表記載への提案、保護に関するグッド・プラクティスへの選定 (Register of Good Safeguarding Practices、以後、グッド・プラクティス)、及び100,000米ドルを超える国際的援助<sup>4)</sup>の要請の評価の任にあたるのが評価機関 (Evaluation Body) である。この評価機関は、さまざまな分野の無形文化遺産の専門家により構成され、6名はUNESCOの各選挙グループから1名ずつの委員国以外の締約国、6名はやはり各選挙グループから各1団体の認定NGOの専門家とされる。第14回政府間委員会での審議に向けての評価機関の議長はMs. Sangmee Bak (Korea Cultural Heritage Foundation)、副議長をMr. Eivind Falk (Norwegian Crafts Institute)、ラポラトゥールはMr. Martín Andrade Pérez (Erigaie Foundation) が務めた。第14回政府間委員会の評価機関は以下に示す6名の専門家及び認定NGO 6団体からなる。評価機関の任期は4年で、毎年、全体の4分の1が改選される。以下の評価機関の構成員のうち下線部は、前回の第13回政府間委員会で改選され、新たに評価機関に加わった2カ国の専門家と認定NGO 1団体である。

委員国以外の締約国の専門家 (Expert representatives of States Parties non-Members of the Committee)

選挙グループ I : Mr. Pier Luigi Petrillo (イタリア)

選挙グループ II : Ms. Ľubica Volanská (スロバキア)

選挙グループ III : Ms. Sonia Montecino Aguirre (チリ)

選挙グループ IV : Ms. Hien Thi Nguyen (ベトナム)

選挙グループ V(a) : Mr. John Moogi Omare (ケニア)

選挙グループ V(b) : Mr. Saeed Al Busaidi (オマーン)

認定NGO (Accredited non-governmental organizations)

選挙グループ I : Norsk Håndverksinstitutt / Norwegian Crafts Institute

選挙グループ II : Czech Ethnological Society

選挙グループ III : Erigaie Foundation

選挙グループ IV : Korea Cultural Heritage Foundation (CHF)

選挙グループ V(a) : Association pour la sauvegarde des masques (ASAMA)

選挙グループ V(b) : Egyptian Society for Folk Traditions

1回の政府間委員会における提案書 (nomination file) の審議件数に対しては、2013年の第8回政府間委員会で、代表一覧表、緊急保護一覧表、グッド・プラクティス、100,000米ドルを超える国際的援助の合計で50件とする上限 (ceiling) が設定されている。2019年の第14回政府間委員会での審議に

関しては、2018年3月31日がUNESCO本部の公休日のため4月1日とされた締め切りまでに無形文化遺産保護条約の事務局（UNESCOの無形文化遺産課、以下「事務局」）に提出された73件の提案書に対し、50件の審議対象案件を選ぶために次に示す優先順位<sup>5)</sup>が設けられた。まず、2018年サイクルに検討の対象とされた提案書がない38カ国（同サイクルでの検討のために提案書を提出したものの、50件を上限とされたために検討対象外となった14カ国（下線）を含む、アルメニア、ベルギー、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カボベルデ、コロンビア、コンゴ、ドミニカ、エチオピア、ドイツ、インド、インドネシア、イラン、イラク、イタリア、キルギス、モーリシャス、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ポルトガル、サモア、セイシェル、スロバキア、スイス、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン、ベネズエラ、ベトナム）の提案書が最優先で審議対象となった。次いで、優先度[i]として代表一覧表もしくは緊急保護一覧表への記載、グッド・プラクティスへの選定、100,000米ドルを超える国際的支援の承認のいずれの経験も有しない締約国からの提案（2件）及び緊急保護一覧表への記載提案（3件）、優先度[ii]として複数国による提案で優先度[i]に該当しないもの（5件）、及び優先度[iii]としてこれまでに記載、選定あるいは承認された案件が所定の件数（今回は1件<sup>6)</sup>）を超えない締約国からの提案（5件）の合計53件である。これらの提案書は、技術的な不備を解消するための事務局による締約国への情報要請を経て、うち52件が技術的な要件を満たしているとして評価の対象となった。一方、20カ国（アルジェリア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、中国、キューバ、クロアチア、チェコ、北朝鮮、フランス、日本、カザフスタン、マラウイ、メキシコ、オマーン、韓国、サウジアラビア、セルビア、スペイン、UAE）は提案書を提出したものの、いずれの優先度にも該当せず、2019年の検討の対象から外れた。なお、これらの締約国については、2年のサイクルの間に少なくとも1件の提案書を審議対象とできるとの決定<sup>7)</sup>に基づき、2020年には最優先でその提案書が審議対象となる。

緊急保護一覧表への記載（議題10.a）へは6件が提案され、記載勧告は1件で、情報照会勧告が5件あったが、政府間委員会では提案が取り下げられた1件を除く6件に対し記載を決議した。

代表一覧表への記載（議題10.b）については、検討の対象となった42件のうち、記載35（勧告28）件、情報照会5（勧告12）件で、不記載は決議0（勧告2）件、取下げ2件であった。情報照会勧告を受けた提案12件のうち、情報照会が決議された5件を除く7件が、政府間委員会での審議を経て記載を決議されている。

グッド・プラクティスへの選定の提案（議題10.c）については、提案された3件のうち選定が2（勧告2）件で、情報照会が勧告された1件が事前に提案を取り下げた。

政府間委員会での審議の対象となる100,000米ドルを超える国際的援助（議題10.d）については、要請された1件が承認された（勧告も記載）。このほか、緊急保護一覧表への記載と併せて要請され、情報照会が勧告された1件が承認されている。

議題10で扱われた提案は表2-1~4のとおりで、評価機関の勧告と政府間委員会での決議を併せて示す。案件名の和訳は筆者による仮訳である。なお、各案件の提案書は、提案書の付属資料である画像や映像なども含め、UNESCOの第14回政府間委員会関連ウェブサイト（<https://ich.unesco.org/en/14com>）で閲覧可能である。

表2-1 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表記載への提案案件（6件）

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議	
14.COM 10.a.1	ボツワナ	Seperu folkdance and associated practices (セパルの民俗舞踊と関連の実践)		1502	記載	記載	
14.COM 10.a.2	ケニア	Rituals and practices associated with Kit Mikayi shrine (聖地キット・ミカイに関連した儀式と実践)	○	1190	情報照会 (記載)	記載	
14.COM 10.a.3	モーリシャス	Sega tambour Chagos (セガ*・タンブール・シャゴス) *インド洋 の植民地で発生した音楽のジャンル		1374	情報照会	記載	
14.COM 10.a.4	フィリピン	Buklog, thanksgiving ritual system of the Subanen (ブックログ：スバネンの感謝の儀式のシス テム)	○	1376	情報照会 (記載)	記載	
14.COM 10.a.5	ベラルーシ	Spring rite of Juraški Karahod (ジュラウスキ・カラホドの春の歌)		1390	情報照会	記載	
14.COM 10.a.6	エジプト	Tally in Upper Egypt (上エジプトのタリー) *伝統的な刺繍		1368	情報照会	記載	
					記 載	1 (3)	5
					情 報 照 会	5 (3)	0
					不 記 載	0	0
					取 下 げ	-	1
					合 計	6	6

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/10a-urgent-safeguarding-list-01097>

※ ブラケット内の数字は、アップストリーム・ダイアログの結果として評価機関が示した「記載」の選択肢を「記載」に算入した場合の件数

表2-2 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載提案案件（42件）

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
14.COM 10.b.1	アルメニア	Armenian letter art and its cultural expressions (アルメニア文字の技術とその文化表現)		1513	記載	記載
14.COM 10.b.2	オーストリア、ギリ シャ、イタリア	Transhumance, the seasonal droving of livestock along migratory routes in the Mediterranean and in the Alps (移牧 (Transhumance) : 地中海及びアルプス 地方の移動ルートに沿った家畜の季節的な移 動を伴う牧畜)		1470	記載	記載
14.COM 10.b.3	バーレーン、エジプ ト、イラク、ヨルダ ン、クウェート、モ ーリタニア、モロッ コ、オマーン、パレ スチナ、サウジアラ ビア、スーダン、チ ュニジア、UAE、イエ メン	Date palm, knowledge, skills, traditions and practices (デーツヤシ：知識、技能、伝統及び実践)		1509	記載	記載
14.COM 10.b.4	ベルギー	Ommegang of Brussels, an annual historical procession and popular festival (ブリュッセルのオメガング：毎年の歴史的 行進と民衆の祭典)		1366	記載	記載

14. COM 1 0. b. 5	ボリビア	The festival of the Santísima Trinidad del Señor Jesús del Gran Poder in the city of La Paz (ラパス市のグランポデールのイエスの三位一体の祭典)		1389	記載	記載
14. COM 1 0. b. 6	ブラジル	Cultural Complex of Bumba-meu-boi from Maranhão (マラニャン州からのブンバ・メル・ボイの文化複合)		1510	記載	記載
14. COM 10. b. 7	ブルガリア	Nedelino two-part singing, an island with the monophonic sea of Rhodope songs (ネデリノの二部合唱：ロドピの歌という単旋律の海を伴う島)		966	不記載	取下げ
14. COM 1 0. b. 8	カボベルデ	Morna, musical practice of Cabo Verde (モルナ：カボベルデの音楽実践)		1469	記載	記載
14. COM 1 0. b. 9	キプロス、ギリシャ	Byzantine chant (ビザンチンの歌唱)		1508	記載	記載
14. COM 10. b. 10	ドミニカ	Music and dance of Dominican Bachata (ドミニカのバチャタの音楽と舞踊)		1514	情報照会	記載
14. COM 10. b. 11	エチオピア	Ethiopian epiphany (エチオピアの公現祭)		1491	情報照会	記載
14. COM 1 0. b. 12	フランス、イタリア、スイス	Alpinism (登山)		1471	記載	記載
14. COM. 1 0. b. 13	ドイツ	Theatres and orchestras in Germany and their socio-cultural spaces (ドイツの劇場とオーケストラ及びそれらの社会文化空間)		1457	不記載	取下げ
14. COM 10. b. 14	インド	Sowa-Rigpa, knowledge of healing or science of healing (ソワ・リグパ (伝統的チベット医学)：癒しの知識もしくは癒しの科学)	○	1358	情報照会 (記載)	情報照会
14. COM 1 0. b. 15	インドネシア	Traditions of Pencak Silat (ブンチャック・シラット*の伝統) *伝統的な武術		1391	記載	記載
14. COM 1 0. b. 16	イラン	Traditional skills of crafting and playing Dotār (ドタールの製作及び演奏の伝統的な技能)		1492	記載	記載
14. COM 1 0. b. 17	イラク	Provision of services and hospitality during the Arba'in visitation (アルバイン訪問の間の奉仕ともてなしの提供)		1474	記載	記載
14. COM 1 0. b. 18	アイルランド	Irish harping (アイリッシュハーブの伝統)		1461	記載	記載
14. COM 1 0. b. 19	イタリア	Celestinian forgiveness celebration (ケレスティヌスの赦しの祭典)		1276	記載	記載

14. COM 1 0. b. 20	キルギス	Ak-kalpak craftsmanship, traditional knowledge and skills in making and wearing Kyrgyz men's headwear (アク=カルパークの職人技：キルギスの男性用帽子の製作と着用に関する伝統的な知識と技能)		1496	記載	記載
14. COM 10. b. 21	ラオス	Fone Lam Vong Lao (lamvonglao) (lamvong) (フォネ・ラム・ヴォン・ラオ(ラムヴォンラオ)(ラムヴォン)) *円舞		1488	情報照会	情報照会
14. COM 10. b. 22	マレーシア	Silat (シラット) *伝統的な武術		1504	情報照会	記載
14. COM 10. b. 23	メキシコ、スペイン	Artisanal talavera of Puebla and Tlaxcala (Mexico) and ceramics of Talavera de la Reina and El Puente del Arzobispo (Spain) making process (プエブラ及びトラスカラ(メキシコ)の職人技によるタラベラ焼きとタラベラ・デ・ラ・レイナとエル・プエンテ・デル・アルソビスポ(スペイン)のやきものの製造工程)		1462	情報照会	記載
14. COM 1 0. b. 24	モンゴル	Traditional technique of making Airag in Khokhuur and its associated customs (革袋で馬乳酒をつくる伝統技術とそれに関連する習慣)		1172	記載	記載
14. COM 10. b. 25	モンテネグロ	Boka Navy, traditional maritime organization (ブドバの海軍：伝統的な海洋関連の組織)		1507	情報照会	情報照会
14. COM 1 0. b. 26	モロッコ	Gnawa (グナワ) *モロッコなどの伝統的な音楽		1170	記載	記載
14. COM 10. b. 27	ナイジェリア	Kwagh-Hir theatrical performance (クワグ=ヒルの劇場での演技)	○	683	情報照会 (記載)	記載
14. COM 1 0. b. 28	ノルウェー	Practice of traditional music and dance in Setesdal, playing, dancing and singing (stev/stevjing) (セテスダールの伝統的な音楽と舞踊：演奏、舞踊及び歌唱(ステヴ/ステヴィング))		1432	記載	記載
14. COM 1 0. b. 29	ペルー	'Hatajo de Negritos' and 'Hatajo de Pallitas' from the Peruvian south-central coastline (ペルーの南部-中部の海岸からのアタホ・デ・ネグリティス及びアタホ・デ・パジタス) * 黒人コミュニティで行われてきたクリスマス関連の祝祭		1309	記載	記載
14. COM 1 0. b. 30	ポルトガル	Winter festivities, Carnival of Podence (冬の祭り、ポデンセのカーニバル)		1463	記載	記載

14.COM 10.b.31	サモア	Ie Samoa, fine mat and its cultural value (イエ・サモア:ファインマットとその文化的価値)	○	1499	情報照会 (記載)	記載	
14.COM 10.b.32	セイシェル	Moutya (モウトヤ) *アフリカからの奴隷が始めた舞踊		1487	情報照会	情報照会	
14.COM 1 0.b.33	スロバキア	Drotárstvo, wire craft and art (ドロタストヴォ:針金の工芸と技術)		1478	記載	記載	
14.COM 1 0.b.34	スイス	Holy Week processions in Mendrisio (メンドリシオの聖週間の行進)		1460	記載	記載	
14.COM 1 0.b.35	シリア	Practices and craftsmanship associated with the Damascene rose in Al-Mrah (アル=マラーのダマスカスローズに関連した実践と職人技)		1369	記載	記載	
14.COM 10.b.36	タジキスタン	Falak (ファラク) *タジキスタンの伝統音楽		1455	情報照会	情報照会	
14.COM 10.b.37	タイ	Nuad Thai, traditional Thai massage (ヌア・タイ:伝統的なタイのマッサージ)	○	1384	情報照会 (記載)	記載	
14.COM 1 0.b.38	トルコ	Traditional Turkish archery (伝統的なトルコの弓術)		1367	記載	記載	
14.COM 1 0.b.39	トルクメニスタン	Traditional turkmen carpet making art in Turkmenistan (トルクメニスタンの伝統的なトルクメンの絨毯製作の技術)		1486	記載	記載	
14.COM 1 0.b.40	ウクライナ	Tradition of Kosiv painted ceramics (コシフの彩色を有するやきものの伝統)		1456	記載	記載	
14.COM 1 0.b.41	ウズベキスタン	Khorazm dance, Lazgi (ホラズムの舞踊、ラズギ)		1364	記載	記載	
14.COM 1 0.b.42	ベトナム	Practices of Then by Tày, Nùng and Thái ethnic groups in Viet Nam (ベトナムのヌン族及びタイ族によるテン*の実践) *民謡		1379	記載	記載	
					記載	28 (32)	35
					情報照会	12 (8)	5
					不記載	2	0
					取下げ	-	2
					合計	42	42

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/10b-representative-list-01098>

※ ブラケット内の数字は、アップストリーム・ダイアログの結果として評価機関が示した「記載」の選択肢を「記載」に算入した場合の件数

表2-3 グッド・プラクティス提案案件（3件）

決議案No.	締約国	案件名称	提案書No.	勧告	決議
14.COM 10.c.1	コロンビア	Safeguarding strategy of traditional crafts for peace building (平和構築のための伝統工芸の保護戦略)	1480	選定	選定
14.COM 10.c.2	パナマ	Ecological and cultural programme associated with the Armila Sea Turtle Festival (アルミラのウミガメ祭りに関連した生態系及び文化プログラム)	1481	情報照会	取下げ
14.COM 10.c.3	ベネズエラ	Biocultural programme for the safeguarding of the tradition of the Blessed Palm in Venezuela (ベネズエラの祝福されたヤシの伝統の保護のための生物文化プログラム)	1464	選定	選定
			選定	2	2
			情報照会	1	0
			非選定	0	0
			取下げ	-	1
			合計	3	3

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/10c-register-01099>

表2-4 国際的援助要請案件（1件）

決議案No.	締約国	案件名称	申請額	提案書No.	勧告	決議
14.COM 10.d	ブルキナファソ	Capacity building for stakeholders involved in safeguarding the intangible cultural heritage in Burkina Faso (ブルキナファソの無形文化遺産の保護に従事する利害関係者のための能力形成)	US\$387,770	1501	承認	承認
			採択	1	1	
			情報照会	0	0	
			非採択	0	0	
			取下げ	-	0	
			合計	1	1	

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/10d-international-assistance-requests-01100>

代表一覧表への記載提案について、評価機関が好ましい事例（good examples）として挙げたのは次のとおりである。提案全体としては、「移牧：地中海及びアルプス地方の移動ルートに沿った家畜の季節的な移動を伴う牧畜」（オーストリア、ギリシャ、イタリア）は、無形文化遺産のはたらきによる遠隔地のコミュニティ同士の相互連携や、提案の準備と保護におけるコミュニティの活発なネットワークづくりを示すものとした。また、「登山」（フランス、イタリア、スイス）も同様に、コミュニティの相互連携、提案準備や保護での活発なネットワークづくりを示しているとした。また、「ペルーの南部-中部の海岸からのアタホ・デ・ネグリティス及びアタホ・デ・パジタス」（ペルー）は、案件を明確に同定し、保護の手段がよく整備されていると指摘した。

提案の特定の箇所に関して好ましいとされた案件は次のとおりである。「ブリュッセルのオメガンダ：毎年の歴史的行進と民衆の祭典」（ベルギー）と、「ビザンチンの歌唱」（キプロス、ギリシャ）は、当該案件の代表一覧表への記載の、無形文化遺産の可視性や無形文化遺産の重要性の認識向上の確保への寄与という点で、よい事例になりうると指摘した。「マラニャン州からのブンバ・メル・ボイの文化複合」（ブラジル）と「グナワ」（モロッコ）は、コミュニティの同意を示す証拠について、一般的な書式ではなく個人の状況に合わせていること、特に、ビデオを使った点を指摘した。「革袋で馬乳酒をつくる伝統技術とそれに関連する習慣」（モンゴル）は、遊牧の土地利用が環境保護や持続性をもたらす可能性を示したと述べた。「アル＝マラーのダマスカスローズに関連した実践と職人技」（シリア）は、自然や宇宙に関する知識の重要性を強調し、無形文化遺産が持続的開発に果たす役割についての肯定的な事例を示したとした。「冬の祭り、ポデンセのカーニバル」（ポルトガル）は、自らの無形文化遺産に小規模なコミュニティが役割を果たす様子や、性別役割（ジェンダーロール）が社会や経済の変化に応じて変化する様子を示したと述べた。「伝統的なトルコのアーチェリー」は、案件の詳細についてよく理解できるような、主要な面を全て含む映像が提案書に含まれていたことを指摘した<sup>8)</sup>。

一方で評価機関は課題も指摘しており、日本の今後の提案にも関連する可能性がある内容を中心に、一部を紹介する。

- ・共有される遺産：異なる締約国が提案した類似の案件や、一覧表記載済みの案件と類似した案件の提案書を評価する場合、全ての締約国には自国の案件を提案する権利があり、他の地域で実践されている類似の案件の存在が評価に影響を与えることはない。しかし、拡張提案の可能性を検討するよう希望する。今回、類似の提案<sup>9)</sup>について、一方は記載、他方は情報照会を勧告したが、これは提案書の質に起因する<sup>10)</sup>。
- ・無形文化遺産の定義：無形文化遺産の概念は年々拡大しており、多様性の豊かさは歓迎すべきだが、あらゆる文化的な案件が記載可能とは限らない。無形文化遺産の保護と、文化的な商品、サービスや産業の振興とは排他的とはいえないが、後者に重点を置くことは条約の精神に合致しない<sup>11)</sup>。
- ・無形文化遺産と経済発展：商業化は肯定的にも否定的にも記述されえない。しかし、手工芸や音楽の実践などに商業的な面を取り入れることは、コミュニティの収入源にもなるが、最大の脅威にもなる。多くの提案書ではこの脅威を認識しているが、看過している提案書もある。提案書に商業化への対処について記述することを希望する。また、手工芸においては文化的な意味合いや社会的機能、保護の手段に焦点を当てるべきである。観光に関して、多くの提案書が保護の計画において注意を払っているものの、そうでない提案書もあることから、観光には脱コンテキスト化の潜在的脅威があることに注意してほしい。さらに、代表一覧表への記載は特別な「ラベル」や「ブランド」を付与することではない<sup>12)</sup>。
- ・関係のコミュニティ、グループ、個人の定義と性質：一部の提案書では、コミュニティが特定の地域の住民なのか、案件の実践者なのか明記されていなかった。また、コミュニティが私的な組織に所属していたり、専門家集団であったりする提案書もあった。コミュニティの定義には、男性と女性の役割の明確な同定や、各性別の実践者からの同意書を含め、ジェンダーの面についても詳述

しなければならない。評価機関は、女性や少女など広範な参加があると記述されているにもかかわらず、女性の構成員からの同意書がない提案書があったことに懸念を感じた<sup>13)</sup>。

- ・スポーツ：評価機関は、伝統的なスポーツとプロスポーツとは区別されるべきであると考えている。無形文化遺産としての伝統的なスポーツは、コミュニティに根ざしており、明確な文化的意味合いを有し、世代間で引き継がれるものである。また、武器の使用を含むスポーツの場合、実践における用途を明確化し、コミュニティ内あるいはコミュニティ間での暴力や対立の助長を確実に阻止することが重要である<sup>14)</sup>。
- ・有形と無形の文化遺産との関連：いくつかの案件は、聖地や歴史的な中心地、文化的な空間など物理的な空間と密接に関連していた。このような関係性に焦点を当てることを評価機関は歓迎するが、以前も述べたように、関連のサイトが世界遺産一覧表に記載されたからといって、案件が無形文化遺産保護条約の一覧表に記載されるとは限らない<sup>15)</sup>。案件の保護は、関連のサイトの保全なしには実現し得ないことから、サイトの保全管理計画には、案件の保護の手段や保護計画を含めるか、それらによって補完しなければならない<sup>16)</sup>。

また、評価機関は全体的なコメントとして、多くの提案書で不適切な語彙の使用、翻訳の質の低さなど言葉の質に課題があること<sup>17)</sup>や、案件の表題が過度に一般的であったり、説明的で長過ぎたりするなどの問題<sup>18)</sup>があることを指摘した。さらに、情報照会オプションが提案書の改善に果たす役割を強調するとともに、過去に情報照会が決議され再提案された案件について、2件の提案が勧告に従い提案書を大幅に改訂した一方で、それ以外の提案は言葉遣いを若干変更したに過ぎず、政府間委員会の勧告を考慮しなかった点も指摘している<sup>19)</sup>。

今回の政府間委員会においては、評価機関の業務の進め方に大きく変わった点がある。具体的には、2018年の第13回政府間委員会で決議<sup>20)</sup>された暫定的なアップストリーム・ダイアログ<sup>21)</sup> (Provisional upstream dialogue、以下「アップストリーム・ダイアログ」)が、初めて実験的に導入された。以下に、アップストリーム・ダイアログの実施の流れを示す。2019年6月の評価機関の2回目の会合において、関係締約国向けの具体的な質問が作成された。作成した質問は2019年6月12日に文書で関係締約国に送られ、英語及びフランス語による回答期限が1ヶ月後の7月12日に設定された。回答は事務局から評価機関のメンバーに送られ、9月20日の3回目の会合の際に、各メンバーが自らの意見を持ち寄って検討を行った。アップストリーム・ダイアログの対象となったのは、情報照会勧告を受けた全ての提案書ではなく、関係締約国との簡単な質問と回答のやりとりによって、些少な課題や混乱が解決できそうなものであった。回答は200単語以下とし、提案書の改定は求めなかった。アップストリーム・ダイアログが適用された6件のうち、5件については1項目、1件は2項目の質問を送った。質問の内容は、U.3 (保護計画) もしくはR.3 (保護手段) に関するものが5件、U.4 もしくはR.4 (コミュニティの同意) に関するものが2件である。

アップストリーム・ダイアログの過程について評価機関は、対象となった6件全てにおいて回答は満足のいくもので、勧告内容及び評価の過程には非常に満足したと述べた。また、全体として好ましい経験で、評価のみならず一覧表作成の過程全体での改善が期待され、関係締約国やコミュニティの利益にもなるとしている。一方で、回答を受けて提案書全体を再度見直さなければならず、評価機関

の負担が増大し、現在の業務の進め方での対応は難しいことも指摘している。締約国の側でも、回答期間が短いため、コミュニティからの情報提供が少なく、政府当局や研究者が回答した例が多い。ただ、質問の仕方にも問題があることを評価機関は認識しており、質問をより具体的にしたいと考えているとのことであった。さらに、9月に開催される3回目の評価機関の会合で評価機関が勧告の内容を変更できるように、政府間委員会が運用指示書改定の提案を行うことを評価機関は勧告した。アップストリーム・ダイアログを実施しない提案書に関しては、現状の通り4月から6月に評価を完了したいと述べている<sup>22)</sup>。

アップストリーム・ダイアログが行われたのは、具体的には表2-1の「対話」の項目に○がついている提案である。2回目の会合以降に評価機関は評価内容を変更できないが、上記にあるように、評価機関は関係締約国の回答に満足したことから、6件全ての提案について「情報照会」と「記載」の2つの選択肢を準備した。政府間委員会では、このうち5件が記載を決議されたものの、1件は情報照会決議となった。情報照会が決議された1件は、「ソワ・リグバ（伝統的チベット医学）：癒しの知識もしくは癒しの科学」（インド）である。この案件は関係締約国からの回答の適否とは無関係に、案件の実践地として提案書に記述された場所に自国の領土が含まれていたなどとして、インドとの間に領土問題等を抱える中国及びパキスタンが反発、外交折衝を経て情報照会が決議されることとなった。

## 2-2 定期報告の改革（議題8）

代表一覧表記載案件については、その現状に関して定期的に報告を提出することが、関係締約国に義務付けられている。しかし、未提出の締約国の多さや、条約履行状況の経過観察（モニタリング）には有効でないなど、課題が指摘されていたことから、作業部会による条約履行状況の経過観察や報告、評価の実施方法を示す手引（guidance note）の提案や、締約国会議での全体的な結果フレームワーク（overall results framework<sup>23)</sup>）の採択<sup>24)</sup>が行われた。また、提出周期を地域ごとに設定することも第13回政府間委員会で定められた<sup>25)</sup>。

今回の政府間委員会では、報告書の書式「ICH-10」の改訂版が完成し、オンラインでの入力も可能になったことが報告された。また、締約国の報告書作成を支援するため、手引書のセットや、3日間のワークショップを主とする人材育成のアプローチが整えられたことにも言及された。

## 2-3 条約の一覧表作成メカニズムに関する考察（議題14）

2018年の第13回政府間委員会において、一覧表作成のメカニズムに関する世界的な検討が日本政府の支援により行われることが決定された<sup>26)</sup>。このような検討の必要性は、2017年の第12回政府間委員会においてベトナムから、同国の案件の緊急保護一覧表から代表一覧表への案件の移行を要請された際に初めて指摘されたものである。これを受けて、政府間委員会はオープンエンドの政府間作業部会（open-ended intergovernmental working group）を結成し、関連の事項について検討することとなった。考察の過程は2020年上期の専門家会合と、2021年のオープンエンドの政府間作業部会の会合からなり、政府間委員会や締約国会議でも議論を行うこととした。さらに、事務局に対しても政府間

委員会は、第13回政府間委員会で提起された「アーリー・ハーベスト・パッケージ<sup>27)</sup> (early harvest package)」の一部であるアップストリーム・ダイアログを含む、記載や提案の過程の改善方法の提案を要請している。

課題に関して文書LHE/19/14.COM/14では、(A)一覧表作成のメカニズム全体、(B)記載基準、(C)記載済み案件のフォローアップ、(D)提案の評価と検討の手法、の4種類に分けて記述している。まず(A)として、代表一覧表をより好むこと (preference) や、代表一覧表の目的を誤解した「代表性」と「顕著で普遍的な価値」との混同、グッド・プラクティスより気軽な保護の実践の共有方法の必要性、を挙げた。また、(B)として、R.2 (代表一覧表への案件の記載が無形文化遺産全体の可視性向上にどのように向上するか) についての記述の困難の継続、U.5/R.5 (目録作成と更新) に関する困難等、(C)として、コミュニティやNGO等の第三者からの情報の扱い、一覧表間の移行と一覧表からの削除、を挙げ、今回の政府間委員会では、「アールストのカーニバル」(ベルギー) が2010年の記載時の記載基準をいまだ満たしているかどうかを検討するとした。さらに、(D)として、提示された情報のみに基づく記載、を挙げ、公開済の情報は、一覧表に記載するかどうかの判断材料になりうると述べる一方、改革はコミュニティにとって案件保護の能力向上に資するべきであると指摘している。

この議題では、世界遺産条約との差異化を図るあまり個別の案件の独自性 (uniqueness) の記述まで提案書から排除すべきでない、過度の商業化 (over-commercialization)、脱コンテキスト化 (decontextualization) といった用語が十分に理解しづらく、提案書作成の障害になっている、現地調査が実施できず、提出された情報にのみ依拠した評価は不十分で関係締約国の不満を生むため、提案書以外の情報も参照すべきである、などの意見が日本から提起され、多くの委員国が賛意を示した。また、提案 (nomination) はその過程を重視すべきである、情報照会は締約国の能力向上の機会とすべきで排除してはならない、評価機関の評価を尊重すべきであり、勧告を覆すのは評価機関が任務に費やした時間を浪費するものである、などの意見が、委員国のノルウェー、オランダ及び委員国以外の欧州の締約国から提起された。

本議題では、2020年3月の専門家会議での議論を政府間委員会が考慮すること、コミュニティ、締約国及び評価機関が繰り返し困難を感じているR.2の改定の必要性を強調すること、一覧表間の移行や一覧表からの抹消の手続きを運用指示書に明記すること、案件に関する通信 (correspondence) を事務局が受領している4件の一覧表記載案件<sup>28)</sup> があること、などが決議された。また、付属文書 (Annex) において、評価機関によるアップストリーム・ダイアログとそれに伴う意思決定のスケジュールが示され、2020年6月の締約国会議に提案されることとなった。さらに、第三者 (third parties) の情報に関して決議案では、記載後の案件のフォローアップへの利用について、政府間委員会への注意喚起の継続を事務局に要請する<sup>29)</sup>、とされていた。これに対しパレスチナから、記載後の案件に限定せず、一覧表への記載に向けての提案も含める旨の改定が提案され、大きな議論にならないまま採択された。

#### 2-4 条約の一覧表に記載された案件のフォローアップに関する課題 (議題12)

本議題では、運用指示書第40段落に従って、アールストのカーニバル (ベルギー) の抹消について

決議が行われた。会議文書（LHE/19/14.COM/12）によると、当該案件において、ナチスの士官の衣装を着た人々が、ツィクロンB<sup>30</sup>の容器を載せたナチスの鉄道貨車をかたどったフロート（山車）を運行し、ユダヤ人追放のシーンを誇張し揶揄（caricaturing）していた（2013年）、ナチス親衛隊（SS）の旗を含む、ナチスとソビエトに関連したシンボルを用いたディスプレイが用いられた（2018年）、グロテスクに大きな鉤鼻にもみあげがカールした、毛皮の帽子をかぶった正統派ユダヤ教徒が金貨の袋に座っているモチーフのフロートが用いられた（2019年）という。

事務局のカーティス（Tim Curtis）無形文化遺産課長からは、さまざまなコミュニティから2013年、2018年、2019年に不満（complaints）が繰り返し表明されたため、事務局は2019年3月21日の政府間委員会のビューロー会合にかけることを決め、ビューローが政府間委員会の議題としたとの説明があった。また、事務局はこの件について、a) 深刻である、b) 繰り返し発生し、今後も発生の可能性が高い、c) 案件に対する意見の件数が多く、発信元が多様である、d) 関係コミュニティが解決策を提案しない、e) 関係締約国からの反応がない、の5つの観点を提示したうえで、抹消を提案した、と述べた。さらに、案件の実践はUNESCOの精神と矛盾し、記載しておくことは条約の信頼性に問題が生じること、意図的ではないにせよ悲痛な歴史と関連しており、記載基準R.1を満たさず（条約の精神に反している）、多くのコミュニティの反対を受けておりR.2に反する（対話を促進しない）ため、政府間委員会に対して抹消を勧告すること、関係締約国のベルギーからも抹消の要請があったことが紹介された。

決議は、事前の委員国間での協議内容に基づき、オーストリアが決議案を提案する形で行われ、アールストのカーニバルの代表一覧表からの抹消が決議された。その後、決議案を提案したオーストリアをはじめとしたいくつかの委員国が、差別への反対と当該案件の一覧表からの抹消への賛成、また、関係締約国であるベルギーが抹消に賛成したことへの謝意を表明した。また、関係締約国であるベルギーは議題14の審議において、一覧表作成のメカニズムに賛成し、全ての人種差別に反対すると述べた。

## 2-5 緊急事態における無形文化遺産（議題13）

この議題は、2016年の第11回政府間委員会以来4回連続で設定された。事務局からは、第13回政府間委員会での決議（DECISION 13.COM 11）を受けて、中国の支援により2019年5月21日・22日にUNESCO本部で開催された専門家会合<sup>31</sup>に21カ国が参加したこと、この会合で「緊急時の無形文化遺産の保護のための運用原則と行動様式（operational principles and modalities for safeguarding intangible cultural heritage in emergencies）」<sup>32</sup>について合意に達したことが報告された。また、事務局の活動として、無形文化遺産と紛争に関連したコロンビア、レバノン、マリ、ニジェールなどでの活動、自然災害に関する防災や災害対応のための財政支援の実施などが紹介された。さらに、スイスやアゼルバイジャンからの人材育成に関する支援があったものの、非常に複雑な分野であるため、一層の財政的支援が必要であるとカーティス課長が述べた。

これについて、日本からの発言として、東北大学東北アジア研究センターの高倉浩樹教授が、2011年の東日本大震災の後に実施したコミュニティに対するインタビューについて、また、コミュニティ

の再生における無形文化遺産が果たした役割について述べた。他の多くの委員国からも発言があったが、コロンビアが紛争後のコミュニティの再生にカーニバルが果たした役割に言及した以外は、抽象的な原則論にとどまるものが多かった。

## 2-6 評価機関の設置（議題18）

前述したように、評価機関は委員国以外の締約国の専門家6名、認定NGO6団体の合計12名から構成される。運用指示書は、評価機関の構成員の任期は4年を超えてはならない<sup>33)</sup>と定めており、毎年の政府間委員会で、12名の構成員の4分の1ずつが改選される。今回は、選挙グループI及びIIのNGO、選挙グループV(a)の3名が改選対象となり、いずれも秘密投票を経て、委員国以外の締約国の専門家1名（Mr. Lemeneh Getachew Senishaw（選挙グループV(a)、エチオピア））、認定NGO2団体（Workshop intangible heritage Flanders（選挙グループI、ベルギー所在）、European Association of Folklore Festivals（選挙グループII、ブルガリア所在））が選出された。

なお、今回の政府間委員会の決議DECISION 14.COM 18には、2020年サイクルの評価機関の役割として「アップストリーム・ダイアログ」が記載されていない。その理由は、政府間委員会が締約国会議に提案する運用指示書の改定案<sup>34)</sup>に、アップストリーム・ダイアログの実施が含まれているためである。2020年6月の締約国会議でこの改定の内容が決議された場合に、アップストリーム・ダイアログが実施されることとなる。

## 2-7 第15回政府間委員会の開催地、ビューローメンバーの決定（議題20、21）

2020年の第15回政府間委員会はジャマイカが招聘・開催を希望したため、同年11月30日（月）～12月5日（土）にジャマイカの首都キングストンで開催することが決議された（議題20）。ビューローメンバーは、議長がH.E. Ms. Olivia Grange（ジャマイカ）、副議長国がオランダ（グループI）、アゼルバイジャン（グループII）、中国（グループIV）、ジブチ（グループV(a)）、クウェート（グループV(b)）、ラポラトゥールがMr. Askar Abdrakhmanov（カザフスタン）と決まった（議題21）。

## 3. 政府間委員会で示された課題

今回の政府間委員会では、一覧表間の移行を伴わない、案件の一覧表からの完全な抹消が初めて実施された。「アールストのカーニバル」について、政府間委員会に対して事務局が抹消を勧告した経緯は、会議文書LHE/19/14.COM/12に詳述されている。それによれば、コミュニティ等から情報を得た事務局はビューロー会合への課題提起、UNESCOによる人種差別に反対するコミュニケの発出、地元のアールスト市長との非公式会合など、さまざまな対応を行い、その結果、改善の見込みがないとして抹消を勧告するに至った。運用指示書第40段落では、「当該案件がもはや一つ以上の記載基準を満たさないと決定された場合には、政府間委員会によって、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表から抹消されるものとする（An element shall be removed from the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity by the Committee when it determines that it no longer

satisfies one or more criteria for inscription on that list.）」と規定している。しかし、運用指示書は、その手続きや判断の根拠とすべき情報の種類を具体的には示していない。そのため、事務局や委員国の丁寧な対応によって当該案件が記載基準を満たさないことは確認できたものの、今後同様の事象が発生した際に参照すべき規範を持つ必要性が改めて確認された。なお、会議文書によれば、アールスト市長は、カーニバルの歴史的、社会的及び文化的背景を想起し、いかなる形の検閲も行わないと明言した。さらに、カーニバルは風刺や冷笑の精神を失わないという趣旨の文章とともに、ステレオタイプユダヤ教徒やイスラム教徒が描かれたリボンが、2020年のカーニバルのコレクターズアイテムとして発表されたという。当該案件を实践するコミュニティの態度には、フランスのタブロイド紙『シャルリー・エブド』（*Charlie Hebdo*）の例にも通じる、西欧の人々の人種差別への無自覚が表れているようにも思われる。案件の代表一覧表からの抹消という形で、UNESCOがあらゆる差別に反対する姿勢は示せたものの、差別的な表現の駆逐には至らなかったことは、無形文化遺産保護条約の履行における限界を示していると言えよう。

このほかの第14回政府間委員会で初めて実施された取り組みとして、アップストリーム・ダイアログがある。アップストリーム・ダイアログは先述したように、提案書に関して評価機関から送られた質問に、関係締約国が回答する形で行われた。評価機関が情報照会とした提案書のうち、簡単な質問と回答のやりとりで、些少な課題や混乱が解決できる可能性が高いものが対象で、実際、対象となった全ての提案書が記載の選択肢を提案される結果となった。アップストリーム・ダイアログの導入自体は、評価機関、委員国いずれにも肯定的に評価されている。しかし、複数の委員国から、評価機関が示した判断基準は明確とはいえない、一部のみが対象となったことは不公平である、全ての提案書に関してアップストリーム・ダイアログを行うべきである、などの意見が提起された。

これらの発言から、筆者は2014年の第38回世界遺産委員会での議論を想起する。この世界遺産委員会に向けての推薦書の評価において、諮問機関は関係締約国とのダイアログ（対話）を導入し、時間的に検討が可能で、得られた情報で勧告内容が変わりうる推薦書をその対象とした。これに対し委員国からは、ダイアログを開始するかどうかの判断基準の不明確さを指摘しつつ、全ての推薦書を対象としないことの不公平感を表明し、全推薦書を対象とすべきであるという全く同じ意見が提起された。その結果、全ての推薦書を対象にしたダイアログ、関係締約国への中間評価の送付とそれを受けての推薦書の改訂が認められることとなった。しかし、最終的な評価を定める直前の推薦書の大幅な改訂は、改めての現地調査を必要とするなど諮問機関による検討の時間が確保できないとして記載延期勧告をもたらし、2016年の第40回世界遺産委員会では委員国の大きな反発と、逆転記載決議のさらなる乱発を招いた。今回の政府間委員会ではある委員国の大使が、筆者のメモによれば会期中に2回「無形文化遺産のシステムの関係者は、世界遺産条約のパラダイムに陥ってはならない」と発言したが、当該委員国はアップストリーム・ダイアログの導入において急先鋒であった。政府間委員会の状況を見る限り、無形文化遺産保護条約は、今のところ着実に世界遺産条約と同じ道を辿っている。

些少な勘違いや情報不足をあらかじめアップストリーム・ダイアログで解消することで、政府間委員会の場での不確かな情報提供による逆転記載を回避し、政府間委員会の信頼性を向上させることは、アップストリーム・ダイアログ導入の目的であったはずである。そうであれば、大幅な改訂が必

要と考えられる提案書はアップストリーム・ダイアログの対象とせず、情報照会にとどめて次回の提案での改善を求める必要があると考えるのが自然であろう。外交官のセンスでは、より具体的で解釈の余地のない基準を必要と感じることも理解するが、専門家にとっては現状でも判断基準は十分に明確なのではないだろうか。政府間委員会は、専門家の専門性を尊重して意思決定を行うのではなかったか。負担軽減の意味でも、評価機関にはアップストリーム・ダイアログを実施するかどうかの判断の根拠となる情報を求めるにとどめ、その対象は限定する必要はないだろうか<sup>35)</sup>。

また、今回の第14回政府間委員会では、代表一覧表への記載に関する審議において、アップストリーム・ダイアログの対象外であった4件の提案が情報照会勧告を覆して記載が決議された。この点も問題視されるべきであると考えるが、筆者が着目したのは、情報照会勧告が覆されなかった「ファラク」(タジキスタン)の提案である。この案件の審議については、委員国の「紳士協定」への対応が問題となった。委員国の発言によれば、紳士協定は、三つ以上の記載基準を満たさないと評価機関が評価した案件については、勧告を覆さない、あるいは決議案の改訂を提案しないという内容であると考えられる。当該提案は、三つの記載基準(R.2、R.3、R.5)について評価のための情報が十分に得られないとして、情報照会が勧告された。この勧告に対して、関係締約国であるタジキスタンと同様に中央アジアに属するカザフスタンが記載を主張、オーストリアやオランダが紳士協定破りとして改訂案に強硬に反対したのに対し、フィリピンやセネガル、アルメニアなどが議論の実施に賛成し、関係締約国に質問が投げかけられた。議場で行われた関係締約国の説明は、たとえばR.2に関しては、記載の案件自体の可視性向上への貢献に関する内容にとどまるなど、いずれも提案書に関して指摘された課題を解決するとは思われなかった。しかし、パレスチナが、記載基準三つ全ての評価を覆すのは不可能とはいえ、二つであれば覆せるとしてR.2とR.5に関する改定案に賛同し、他の多くの委員国が追従した。オーストリアとオランダは引き続き反対したものの、多くの委員国が賛同しており、情報照会という結果は変わらないなどと他の委員国が翻意を促し、最終的にR.3のみ情報が不十分とされ情報照会が決議された。

満たされない記載基準が一つであろうと三つであろうと、いずれも結論は情報照会であるから深刻に考えるべきではないという解釈は成立しえない。筆者にとって、この提案の未来を想像するのは容易である。再提案において、改訂が必要なのはR.3のみであると関係締約国は解釈し、R.2とR.5については、評価機関が求めた十分な説明が記述されることはない。そのため、提案書を受領した評価機関は、少なくともR.2、R.5を満たさないことを理由に情報照会を勧告する。これに対し、前回の審議でR.2、R.5は満たすと決議されていることを根拠に、R.3の記述を改訂すれば十分であると委員国が主張し、案件は近い将来代表一覧表に記載されることであろう。しかし、関係締約国は、提案書の作成を通じて無形文化遺産の保護についてより深く理解する機会を失うかもしれない。果たして、そのような流れが長期的に関係締約国の利益になると言えるだろうか。紳士協定は政府間委員会の信頼性確保を目指して取り決められたと思われるが、「その作成に参加していない」ことを理由に多くの委員国によって無視された。政府間委員会での審議を経て公の場で合意され、より強制力のある行動規範(Code of conduct)の早急な策定が望まれる。

## 4. 今後に向けて

本稿では、無形文化遺産の保護に関する第14回政府間委員会での議論の概要と、議論から見出された課題について述べた。今回、初めて代表一覧表からの抹消という形で、一覧表間の移行を伴わない完全な抹消が実施された。抹消自体には関係締約国も含め異論はなかったものの、判断基準や情報源について明確に定められていないことが課題となった。そのため、一覧表記載案件の経過観察の手法の確立に向けて、一層の検討の必要性が確認された。

また、評価機関と関係締約国との間のアップストリーム・ダイアログも、今回の政府間委員会での審議に向けて初めて実施された。今回の政府間委員会では、その結果として記載と判断するのに十分な情報が得られたことが多くの委員国に評価された一方で、実施方法については意見も提起された。代表一覧表への記載を提案したある締約国の大臣は、評価機関の評価に対して、またアップストリーム・ダイアログの対象から外れたことについて不満を表明する演説を行った。自国の案件の審議に際して、記載を求める(advocate)発言は禁じられており<sup>36)</sup>、この演説は案件の審議とは無関係なタイミングで実施されたが、実質的には記載支持要求である。好むと好まざるとにかかわらず、UNESCOの枠組みによる無形文化遺産も、もはや外交や政治と無関係ではいられない。議題14では、これまでに政府間委員会や評価機関が直面した課題のうち、一覧表作成に関する事項がまとめられ、今後の展望が提案された。本件に関しては、日本のイニシアチブにより引き続き検討が行われるということで、無形文化遺産のさまざまな分野の専門家の意見を踏まえたシステムの構築がなされることを強く期待する。記載後の案件の経過観察においては、できるだけ多面的に多くの情報を参照する必要があると思われるが、決議案が改定され「提案書の評価」が第三者情報参照の可能性として加えられたことには懸念を表明したい。前回の報告<sup>37)</sup>でも記したように、評価は提案書と付属資料のみによって実施されることが、関係締約国の能力向上と評価の公平性の担保に資するものである。仮に、参照可能な資料の種類を増やそうとするならば、形式を定め、全ての提案書に関して等しく提出を求めなければならないと考える。

一覧表への記載を含む無形文化遺産保護条約の履行にあたっては、今後は、外交官の観点からも納得のいくような制度設計をしない限り、同様の混乱が続くことは不可避であろう。しかしながら、無形文化遺産保護条約から専門家の観点が失われれば、コミュニティがこれまで実践してきた無形文化遺産を、コミュニティ自身が望む形で継承していくことが難しくなってしまうたり、無形文化遺産の多様性が損なわれてしまったりするかもしれない。繰り返しになるが、無形文化遺産の専門家が関与したうえで、無形文化遺産保護条約の実践に関するシステムの改善が図られるよう強く希望する。さらに、2020年6月に開催が予定されている締約国会議では、任期満了を迎える委員国12カ国が改選される。2016年から続いてきた政府間委員会の専門家軽視の傾向が改善されるのか、期待しつつ今後も観察していきたい。

## 《注》

- 1) UNESCO無形文化遺産保護条約ウェブサイト (<https://ich.unesco.org/en/states-parties-00024>、2020年1月27日閲覧) に2018年5月11日現在として記載されている件数に基づく。
- 2) 政府間委員会の議長を選出した選挙グループを除く。そのため、今回はコロンビアが属するグループⅢからは副議長を選出しない。
- 3) 北アフリカのアラビア語圏を除く地域。
- 4) 100,000米ドルを超えない額の国際的援助要請を承認するかどうかは、ビューロー会議で検討される。
- 5) 運用指示書第34段落
- 6) 2015年には7件、2016年は3件、2017年は10件、2018年、2019年はいずれも3件であった。50件という審議件数の総数が決まっているため、50件に収めるためにこの件数は毎年見直される。
- 7) DECISION 8 COM 10
- 8) LHE/19/14.COM/10 第33段落
- 9) いずれも伝統的な武術である、ブンチャック・シラットの伝統（インドネシア）が記載勧告を受けた一方、シラット（マレーシア）は情報照会勧告であったことについて述べている。
- 10) 同 第34段落
- 11) 同 第36段落
- 12) 同 第37段落
- 13) 同 第38段落
- 14) 同 第40段落
- 15) 会議文書では順序が逆に見えるが、すでに世界遺産一覧表に記載されているサイトに関連して、無形文化遺産の代表一覧表への記載が提案されているので、政府間委員会での説明のほうが理にかなっている。
- 16) 同 第40段落
- 17) 同 第29～30段落
- 18) 同 第31段落
- 19) 同 第26段落
- 20) DECISION 13.COM 10
- 21) Upstreamは「上流（工程）」を意味するので、upstream dialogueは「早い段階での対話」といった意味になる。
- 22) 同 第28段落
- 23) Results frameworkについては、二神葉子（2018）：無形文化遺産の保護に関する第12回政府間委員会の概要と課題.『無形文化遺産研究報告』12, pp. 1-20 注18を参照。
- 24) RESOLUTION 7.GA 9
- 25) DECISION 13.COM 8
- 26) DECISION 13.COM 6及びDECISION 13.COM 10

- 27) Early harvestは、取り決めの内容の一部を発効に先立って実施すること。
- 28) 「アールストのカーニバル」の他、「ベルギーとフランスにおける巨人とドラゴンの行進 (Processional giants and dragons in Belgium and France)」(ベルギー、フランス、2008年代表一覧表記載。ベルギーについて、コミュニティ相互の尊重の必要性に関する課題)、「グスレの伴奏による歌唱 (Singing to the accompaniment of the Gusle)」(セルビア、2018年代表一覧表記載。他国での同様の案件の実践)、「バレンシアのファリャ (Valencia Fallas Festivity)」(スペイン、2016年代表一覧表記載。大量のポリスチレン及びポリウレタンフォームの燃焼)が挙げられている。
- 29) DECISION 14.COM 14 第15段落
- 30) ツィクロンB (Zyklon B) は1920年代初めにドイツで発明されたシアン化水素を含む殺虫剤だが、ホロコーストにおいて強制収容所のガス室で毒ガスとして用いられた。
- 31) 会議文書 (LHE/19/EXP/5) が公開されている。 <https://ich.unesco.org/doc/src/46083-EN.pdf>
- 32) LHE/19/14.COM/13 Annex
- 33) 運用指示書第28段落
- 34) DECISION 14.COM 14 Annex
- 35) 今回提案された運用指示書の改定では、アップストリーム・ダイアログの対象となるのは「事務局を通しての、締約国との間の記述による短いQAの過程が、評価結果に影響を及ぼしうると評価機関が考える場合 (when the Evaluation Body considers that a short question and answer process with the submitting State(s) conducted in writing through the Secretariat, could influence the result of its evaluation,)」とされ、2019年サイクルの実施条件からの変更はない。
- 36) 政府間委員会の手続規則第22.4段落
- 37) 二神葉子 (2019) : 無形文化遺産の保護に関する第13回政府間委員会の概要と課題. 『無形文化遺産研究報告』 13, pp. 1-21

## Topics of the Fourteenth Session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage and Issues Raised through Discussions

FUTAGAMI Yoko

The fourteenth session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage was held from 9 to 14 December, 2019 in Bogotá, Republic of Colombia. During the session, 35 elements of intangible cultural heritage (ICH) were inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (Representative List). In contrast, the Aalst Carnival (Belgium) was removed from the Representative List because the Committee considered it no longer satisfies the criteria R.1 and R.2. There was no objection from the Committee Members regarding the result, but necessity for establishment of clear procedures and criteria for removal of an element from a list was pointed out by the Committee for possible consideration of similar cases in the future.

“Provisional upstream dialogue” mechanism between the Evaluation Body and the States Parties concerned was introduced on an experimental basis for the evaluation of nominations in the 2019 cycle. The mechanism was applied to six nominations (two from the nomination to inscribe on the Urgent Safeguarding List, and four on the Representative List) by giving simple questions from the Evaluation Body to the States Parties concerned, and the body obtained preferable answers on all nominations. Many of the Committee Members, however, made complaints that the conditions to implement “upstream dialogue” was not so clear. They also inscribed six elements on the Lists to which “upstream dialogue” was not applied reversing the Evaluation Body’s recommendations.

In recent years, topics on the global reflection on the listing mechanisms of the Convention as well as follow-up on elements inscribed on the Lists of the Convention have been discussed at different occasions, such as the Committee meetings, working groups and expert meetings. It might be inevitable that the system of 2003 Convention was influenced by diplomacy and politics, as seen in the recent situation of the Intergovernmental Committee meetings. Even so, commitment of experts in various study fields of ICH should be necessary for above-mentioned discussions, for better implementation of the Convention by the communities. Nomination of elements should be process-oriented, not result-oriented.